だい しょう しゃくしょ てつづ まいなんばーせいど 第3章 市役所での手続き・マイナンバー制度

1 市役所での手続き

1-1 住所の届出

がいこくじん がいりゅうか こと ちゅうちょうきざいりゅうしゃ 外国人で「在留カード」を持っている人(中長期在留者)は、市役所の しみんか よかわししょ しみんせいかつか じゅうしょ とどけで ひつよう 市民課か吉川支所の市民生活課に住所の届出が必要です。「住民票」を作ります。

三木市役所 市民課 **6**0794-82-2000 まかわししょ しみんせいかっか 吉川支所 市民生活課 **6**0794-72-0180



(1) 入国したとき

イ にほん にゅうこく ちょうきかん す つづ ばあい じゅうしょ き 日本に入国し、長期間住み続ける場合は、住所が決まった日から 14日 以内に「転入届」を出します。

市役所には、「在留カード」か「パスポート」を持って行きます。
「在留カード」か「パスポート」を持って行きます。
日本人ではない家族と一緒に暮らす人は、「婚姻証明書」や「出生証明書」などの家族関係がわかる書類も持って行きます。

※ 証明書が外国語だったら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も 書きます。

「転入届」を出すと「在留カード」に新しい住所を書いてもらえます。 「住民票」が作られます。

なまえ せいねんがっぴ せいべつ じゅうしょ 名前、生年月日、性別、住所などが書かれます。



(2) 引っ越しをするとき

- 別の市・区・町・村に引っ越す人 引っ越す前に、市役所に「転出届」を出します。 引っ越してから14日以内に、新しい住所の市役所に「転入届」を出します。
- 同じ市内で引っ越す人 ○ 同じ市内で引っ越す人 引っ越してから 14日以内に、市役所に「転居届」を出します。
- (3) 出国をするとき (日本の国から出るとき) 引っ越しをする前に、市役所に「転出届」を出します。

1-2 婚姻 届

日本で結婚する人は、住んでいる所の市役所に「婚姻届」を出します。 がいこくじん 外国人は、「婚姻要件具備証明書」を持って行きます。

※「婚姻要件具備証明書」: 本国の駐日大使館・領事館でもらえます。 もらうことが出来ないときは、自分が結婚できることがわかる書類を出します。外国語で書かれていたら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人のなまえ、かまきます。翻訳者は自分でもかまいません。

日本の市役所に「婚姻届」を出しても、夫や妻の本国で、二人が結婚したと ちゅうにちたいしかん りょうじかん き 考えるかどうかはわかりません。駐日大使館や領事館に聞いてください。

1-3 死亡届

家族や一緒に住んでいる人が亡くなったら、そのことを知ってから7日以内に、 市役所に「死亡届」を出します。「死亡届」は、亡くなった人が住んでいた所 か、書類を出す人が住んでいる所の市役所に出します。

持って行く物は、「死亡診断書」または「死体検案書」などです。市役所の しなんか。よかわししよ。しなんせいかっか。 市民課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

なった人の「在留カード」は、近くの出入国在留管理局に返してください。郵送でもかまいません。

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく大阪出入国在留管理局

〒559-0034大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53

606-4703-2050

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく大阪出入国在留管理局

こうべしきょく神戸支局

〒650-0024兵庫県神戸市中央区海岸通29

€ 078−391−6377

1-4 印鑑登録

市役所に印鑑(はんこ)を持って行って登録する手続きを「印鑑登録」と言いま す。市役所に「印鑑登録申請書」を出して「印鑑登録証」をもらいます。

登録した印鑑(はんこ)があなたの「実印」になります。

家を買ったり売ったりするような、とても大事な契約のとき、サインではなくて

「実印」という印鑑(はんこ)を使うことがあります。 持って行く物は、「実印」にする印鑑(はんこ)、マイナンバーカードまたは 「在留カード」などです。市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に聞いてくだ さい。

※「印鑑登録証明書」:大事な契約で「実印」を使うとき、「印鑑登録証明 書」という書類も必要です。

まんとう 本当にその印鑑(はんこ)が「実印」かどうかチェックするためです。

「印鑑登録証明書」は市役所に「印鑑登録証」を持って行って、もらいま す。「マイナンバーカード」を使って、コンビニエンスストアでもらうこと もできます。

まいなんばっせいどマイナンバー制度

2-1 マイナンバー (個人番号)

にほん せいかつ ひと まいなんばー こじんばんごう 日本で生活する人には「マイナンバー(個人番号)」という番号があります。 日本で社会保障・税・災害対策のときに、あなたを特定する12ケタの番号で

を出した人には「マイナンバーのお知らせ」が郵便で届きます。そこにあなたの ^{* いなんばー} 「マイナンバー」が書いてあります。

- マイナンバーは、次のようなときに必要です。
- ・銀行や証券会社などで、外国にお金を送るときや、外国からお金を送っても らうとき、口座を作るとき
- ・市役所で、年金、子育ての手当や税金の書類を出すとき
- ・会社や店などで、働き始めるとき

このようなときに、マイナンバーを聞かれたら、 まいなんばーかーと、みしばんしまいなんばーして「マイナンバーカード」を見せて自分のマイナンバーを知らせます。

2-2 「マイナンバーカード」

あなたのマイナンバーが書いてあるカードで、日本で便利に暮らしていくために ひ要な ICチップ付きのカードです。申し込むともらうことができます。

初めて申し込むときは無料(0円)です。



- O マイナンバーカードは、次のようなときに使います。
 - * い な ル ば -・マイナンバーを知らせるとき
 - ・コンビニエンスストアで「住民票の写し」「印鑑登録証明書」などをもらうことができます。
 - ・病院などで「健康保険証」として使えます。

まいなんばーかーどマイナンバーカードのもらい方

市役所の市民課か吉川支所の市民生活課の窓口で「マイナンバーカード交付したましょう。 申請書」を受け取るか、「マイナンバーカード総合サイト」からダウンロードしたます。 た申請書を使って申し込みましょう。

なお、マイナンバーカードを申し込んでから市役所の窓口でもらうまでは、約1か月かかります。

もらい方については、「マイナンバーカード総合サイト」を見てください。 https://www.kojinbango-card.go.jp/

